

## 本山町産直・交流施設「本山さくら市」指定管理者募集要綱

### 1 募集の趣旨

本山町では、本山町産直・交流施設「本山さくら市」を地域全体の農林業の振興、地産地消の推進、交流人口の拡大及び地域経済の活性化を図る拠点施設として設置しています。本施設の管理運営に当たっては、民間事業者の創意工夫や専門的な知識・経験を活用し、利用者サービスの向上と効率的な施設運営を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号。)第244条の2第3項の規定及び、本山町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、指定管理者を公募します。

### 2 施設概要

施設名称 本山町産直・交流施設「本山さくら市」  
所在地 長岡郡本山町本山582番地2  
構造 木造平屋一階建て  
規模 483.74㎡

### 3 指定管理者が行う業務

業務内容は別添「業務仕様書」のとおりとします。

### 4 指定管理期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5か年間を予定しています。

### 5 指定管理料

指定管理料の額は、申請の際に提出のあった収支計画書において示された管理費用の金額を精査して、町の予算額の範囲内で、協定において定めるものとします。

### 6 応募資格

- ① 指定管理者の指定を受けるための申請ができるのは、法人その他の団体(以下「法人等」という。)であって、次に該当しない法人等に限りません。(法人格の有無は問いませんが、個人での申請はできません。)
- ② 法人等の責めに帰すべき事由により指定管理者の指定を取り消されてから4年を経過していない法人等
- ③ 法人の役員又は法人以外の団体の代表者が次のいずれかに該当する法人等  
○ 契約、協定を締結する能力を有しないもの(民法上の成年後見人、被補佐人、被補助人、未成年者)

- 破産者で復権を得ないもの
- 指定の手續の公正を妨げたもの又は不正の利益を得るために連合したもの  
(談合的な行為を含む。)
- ㉞ 破産手續開始の決定を受けた法人又は清算中の法人
- ㉟ 次に掲げるものを法人等が滞納している場合
  - 所得税
  - 法人税
  - 消費税及び地方消費税
  - 市町村税
- ㊱ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入したものの。
- ㊲ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等(法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金武器等の供給を行う暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与をするものをいう。)をいう。以下同じ。)であるとき。
- ㊳ 本山町暴力団排除条例(平成23年条例第3号)第11条の規定に違反した事実があるとき。
- ㊴ その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員等であるとき。
- ㊵ 暴力団又は暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- ㊶ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- ㊷ 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- ㊸ いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品、その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

- ㊸ 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められるものであることを知りながら、これを利用したとき。
  - ㊹ その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
  - ㊺ その役員が暴力団又は暴力団員等を社会的に避難されるべき関係を有しているとき。
- ② 施設のサービス向上又は管理業務の効率的実施を図る観点から必要な場合は複数の法人等(以下「グループ」という。)が共同して申請を行うことができます。この場合は次の事項に留意してください。
- ㊶ グループの名称を設定し、グループ内で代表となる法人等を定めてください。なお、代表となる法人等又は構成団体の変更は原則として認めません。
  - ㊷ グループの構成団体間における管理業務にかかる経費に関する連帯責任の割合等については、別途協定書で定めてください。
  - ㊸ 構成団体のいずれかが、①の㊶から㊸のいずれかに該当する場合は、申請することはできません。

## 7 提出書類

### ① 指定管理者指定申請書(様式第1号)

(本山町公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例施行規則様式第1号(第2条関係))

※なお、グループ申請の場合は、別途グループ構成表を合わせて提出してください。

### ② 事業計画書(様式第2号)

(本山町公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例施行規則様式第2号(第2条関係))

#### ㊶ 管理運営を行うに当たっての経営方針について

- 指定管理者の指定を申請した理由
- 施設の管理運営を行うに当たっての基本方針
- 野菜などの「地産」の強化・振興策
- 6次産業化の推進と外商活動の展開
- 庭先集荷等による高齢生産者への生産意欲向上計画

※施設の設置目的と管理運営目標の達成に向けた取組をふまえて記載すること。

- ④安全・安心面からの管理運営の具体策など特徴的な取組について
  - 施設の特性と課題をふまえた維持管理の考え方を記入してください。
  - 施設の管理水準向上のための維持管理方策を記入してください。
  - 施設の維持管理業務
- ⑤施設の管理について
  - 職員の配置(指揮命令系統が分かる組織図を含む)
    - ・組織図
    - ・人員体制
      - ※組織図に記載された職員すべての雇用関係、勤務体制(勤務時間、休日設定など。)、職務分担及び職務内容を示すこと。
    - ・人員配置計画等
      - 責任体制(責任者の常駐の有無等)、執行体制(経理・管理、苦情処理、安全管理、職員ローテーション等)、有資格者・経験者の配置状況等
    - ・職員の雇用についての考え方
  - 職員の研修計画
    - ・人材育成方針及び研修計画
  - 経理
    - ・経理方法等
- ⑥施設の運営について
  - 年間の自主事業計画
    - ・本申請書とは別紙で年間を通した事業計画
  - サービスを向上させるための方策
    - ・接客等について記入
  - 利用者等の要望の把握及び実現策
    - ・利用者ニーズの捉え方また、その実現方策
  - 利用者のトラブルの未然防止と対処方法
    - ・トラブルの未然防止策、苦情対応
  - その他(地域との連携、他施設との連携等)
    - ・地域との連携等具体的な対応
- ⑦個人情報の保護の措置について
  - 個人情報の取扱方法・情報公開に対する措置等
- ⑧緊急時対策について
  - 防犯、防災の対応
    - ・施設の安全管理方法を含めた対応策

- その他、緊急時の体制
  - ・災害時を含む緊急時の体制
- ⑤団体の理念について
  - 団体の経営方針等
    - ・過去の運営実績等を踏まえた経営方針
    - ・指定管理者の指定を申請した理由
  - 施設の現状に対する考え方及び将来展望
    - ・町の目指す本施設の考えを中心とした将来展望及び実現への方策
- ⑥その他
  - 人材の育成計画
  - 諸規定の整備
    - ・就業、給与、決裁、会計及び個人情報取扱い等
  - 環境への配慮
  - 円滑な業務引継ぎに向けての計画
    - ・その他、特記すべき事項(施設の設置目的を効果的、効率的に達成できる方法についての提案等)があれば記入。
- ③ 収支予算書(様式第3号)

(本山町公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例施行規則様式第3号(第2条関係))

  - ⑦施設の管理運営にかかる令和9年度収支予算案
    - 町から支出する指定管理料の基礎となる管理運営の必要経費及び収入見込額について算出し、提案してください。
  - ⑧指定期間内(5ヵ年)の収支計画
 

施設の管理運営に関する業務と自主事業の実施に関する業務に分けて、次の計画を提出してください。

    - 収支計画
      - ・収入については、指定管理料の見積もり予測額及びその他の収入の予測額を計上してください。
      - ・支出については、指定管理料及び事業費として所要額を計上してください。
  - ⑨管理運営体制
    - 業務の一部について第三者への委託を予定している場合は、その項目や予定金額、委託先選択方法などを含めた外部委託の考え方
- ④ その他の書類
  - ⑦法人等の定款、寄附行為その他これらに準ずるもの

定款及び寄附行為のない団体にあつては、団体の規約等(団体の目的、事務所、資産に関する規定、代表者の任免に関する規定等を記載した書類)及び代表者の身分証明書を提出してください。

①申請者が法人である場合は、法人の登記事項証明書

申請日前3か月以内に取得したものを提出してください。

登記の無い法人の場合は、名称及び本店又は主たる事業所の所在地を証明する書類を提出してください。

②印鑑証明

申請日前3か月以内に取得したものを提出してください。

③法人等の決算関係書類

過去3か年分の事業報告書、貸借対照表、損益計算書その他これらに準ずる書類を提出してください。

新たに設置する法人又は設立初年度の法人にあつては、収支予算書又はこれに準ずる書類を提出してください。

④法人等の予算関係書類

直近の会計年度の事業計画書及び収支予算書を提出してください。

⑤団体概要書

設立趣旨、事業内容のパンフレット等法人等の概要がわかる資料があれば、合わせて提出してください。

⑥役員名簿(役職、氏名、現住所及び生年月日を記載したもの)

⑦市町村税納税証明書、消費税及び地方消費税の納税証明書

新たに設立する法人又は設立初年度の法人にあつては必要ありません。

⑧記載事項に関する誓約書

○申請者の備えるべき資格及び申請書等の記載事項に関する誓約書を提出してください。虚偽の申請であることが判明した場合は、指定期間中であっても指定の取消しとなる場合があります。

⑨暴力団でない旨の誓約書

## 8 申請手続

①提出期限 令和8年8月7日(金)午後5時まで

②提出先 〒781-3692 長岡郡本山町本山 636 番地  
本山町役場 2階 まちづくり推進課

③提出方法 提出部数 正本副本(写し)各1部を提出してください。  
申請書類の提出は郵送又は持参とします。

④質問受付 募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

○受付期間 令和8年8月3日午後5時まで

○受付方法

・募集要項の内容等に関する質問書(様式)に記入の上、郵送、ファックス又は電子メールにより提出してください。なお、未着などを防ぐため、提出後、到着の電話確認をお願いします。

FAX 0887-76-2943

メール sangyoushinkou@town.motoyama.kochi.jp

○回答方法

質問された方には、電子メールにより個別に回答するほか、応募者間の公平を期すため、質問及び回答を公表します。(質問者名は表示しません。)

募集要項の内容等に関する質問及びその回答は、その後の提案の内容や審査事項に反映されることから、基本的には電話等による質問についてはお答えできません。ただし、手続に関する内容等でお答えできることもありますので、お問い合わせください。

なお、内容によってはお時間をいただく場合があります。

## 9 その他申請に係るもの

### ①失格又は無効

次の事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合があります。

㊦申請書の提出方法、提出期限などが守られなかったとき。

㊧記載内容に不備があるとき。

㊨虚偽の内容が記載されているとき。

㊩指定管理者選定委員会委員、本町職員に対して、本案件についての不正な接触の事実が認められたとき。

㊪その他不正の行為があったとき。

### ②著作権の帰属等

事業計画書の著作権は申請者に帰属します。ただし、町は指定管理者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で利用できるものとします。なお、提出された書類は理由の如何にかかわらず返却いたしません。

また、申請書類は、必要に応じ複写します。

### ③申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する際には、指定管理者申請辞退届を提出してください。

### ④費用の負担

申請に要する経費はすべて申請者の負担とします。

⑤情報公開

申請書類は、本山町情報公開条例に基づく公開請求により、個人情報を除き公開されることがあります。

⑥その他

㊦指定申請書等の様式

指定申請書等の提出書類は、日本工業規格のA4の大きさとし、(証明書等やむをえないものに関してはこの限りではありません。)

㊧「7申請書類」の順序に従いファイル等に綴じて提出してください。

㊨言語、通貨、単位等

申請書類等に用いる言語、通貨、単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限ります。

10 スケジュール(予定)

時 期	内 容
令和8年7月8日～	公募要項の告示、配布
8月3日まで	質問事項の受付期間
8月7日まで	申請書の受付期間
8月13日(木)	事業ヒアリング
8月中旬	指定管理者候補者の選定
8月下旬	審査結果通知
9月上旬	協定内容の協議
9月下旬	指定管理者の議決
9月下旬	指定管理者の指定告示
9月下旬	基本協定の締結
9月下旬	年度協定の締結
9月下旬～令和9年3月上旬	引継ぎ
令和9年4月1日	管理開始

11 事業ヒアリング(プレゼンテーション)

指定管理者選考委員会において、提出された事業計画書等に基づくプレゼンテーションを実施します。

日時:令和8年8月13日(木)

※時間及び会場は、申請者へ別途通知します。申請者は、原則として代表者又は運営責任予定者が出席して下さい。

※プレゼンテーションは、30分以内、質疑応答は30分程度とします。出席者は5名以内とし、提出済みの申請書類に基づき説明を行ってください。

## 12 問い合わせ先

本山町まちづくり推進課 担当者 産業振興班

住所:長岡郡本山町本山636番地

電話:0887-76-3916

Fax :0887-76-2943

e-mail:sangyoushinkou@town.motoyama.kochi.jp